

2006年2月1日初版  
2008年3月19日改訂  
2008年9月12日改訂  
2016年6月30日改訂  
2018年8月9日改訂  
2020年4月1日改訂  
2022年4月1日最終改訂

トナーリサイクルサービスご利用者  
王子コドレスサービスご利用者 各位

## 個人情報の開示請求等手続きについて

株式会社テコルト  
個人情報相談窓口

当社は、個人情報保護法で定める開示請求等手続きに関して、適切かつ迅速に対応いたします。  
ご本人またはその代理人からのご依頼により、以下の要領で開示請求等手続きに対応いたします。

(1) 開示請求等手続きの対象となる個人データの項目

氏名、住所、電話番号、生年月日、その他各サービス契約に関する個人情報

(2) 個人情報の利用目的

1. トナーリサイクル業務

- ・トナーの回収受付
- ・トナーの回収
- ・トナーの納品
- ・納品書、請求書の発行
- ・お客様との連絡

2. 王子コドレス業務

- ・王子コドレスの申し込み受付
- ・専用ダンボール箱の送付
- ・機密書類の回収
- ・溶解証明書、請求書の発行
- ・お客様との連絡

(3) 開示請求等手続き及び苦情・相談の受付方法

1. 個人情報相談窓口（苦情の申し出先はこちら） に手続き書類をご依頼下さい。

2. 下記宛に、上記の所定の依頼書にご本人確認書類等の必要書類を同封の上、ご郵送下さい。

〒133-0063 東京都江戸川区東篠崎2-3-2

株式会社テコルト 個人情報相談窓口 宛

(4) ご提出いただくもの

1. 個人情報（利用目的の通知・開示・訂正、追加又は削除・利用の停止、消去又は第三者への提供の停止）依頼書

2. ご本人確認のための書類（運転免許証や健康保険証等の現住所が確認できる公的発行物の写し1点）

3. 法定代理人による場合は、上記1. 2. に加え代理権があることを確認するための書類

4. 任意代理人による場合は、上記1. 2. に加え委任状

(5) 手数料

法第25条に基づく開示請求（開示、又は、利用目的の通知）の場合は、1回につき1,000円（税別）の所定の手数料をいただきます。開示しない場合については以下の（8）をご確認下さい。

(6) 回答方法

(4) 1. の依頼書に、ご本人が指定いただいた方法にて、遅滞なく回答いたします。

なお、代理人によるご依頼の場合であっても、ご本人に直接回答することがございますので、予めご了承願います。

(7) 開示請求等手続きに関して取得した個人情報の利用目的

開示請求等手続きにより当社が取得した個人情報は、当該手続きのための調査、ご本人ならびに代理人の本人確認、手数料の徴収、および当該開示請求等に対する回答に利用いたします。

(8) 開示しない場合のお取扱いについて

次に定める場合は、開示いたし兼ねますので、予めご了承願います。開示しないことを決定した場合は、その旨理由を付して通知申し上げます。各サービスご利用中のご本人様に対して、以下の理由により開示しなかった場合についても、郵送代等実費が発生した場合には所定の手数料を頂く場合がございますのでご了承下さい。 それ以外の方については所定の手数料を頂きます。

1. ご本人の確認ができない場合
2. 代理人によるご依頼に際して、代理権が確認できない場合
3. 所定の依頼書類に不備があった場合
4. 所定の期間内に手数料のお支払いがない場合
5. ご依頼のあった情報項目が、個人データに該当しない場合
6. 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
7. 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
8. 他の法令に違反することとなる場合

(9) 個人情報保護管理者

個人情報保護管理者： 内山田幸夫

電話番号： 03-5664-6554

E-mail: uchiyamada@tecolt.jp

(10) 組織の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称：株式会社テコルト、住所：東京都江戸川区東篠崎 2-3-2

(11) 個人情報の安全管理のために講じた措置

- ・個人情報の適正な取扱いの確保のため、「法令・国が定める指針等の遵守」、「苦情及び相談の窓口」等についての基本方針を策定
- ・取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱規程を策定
- ・個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署や外部の者による監査を実施
- ・個人データの取扱いに関する留意事項について、従業者に定期的な研修を実施
- ・個人データを取り扱う区域において、従業者の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施
- ・個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入

以上